

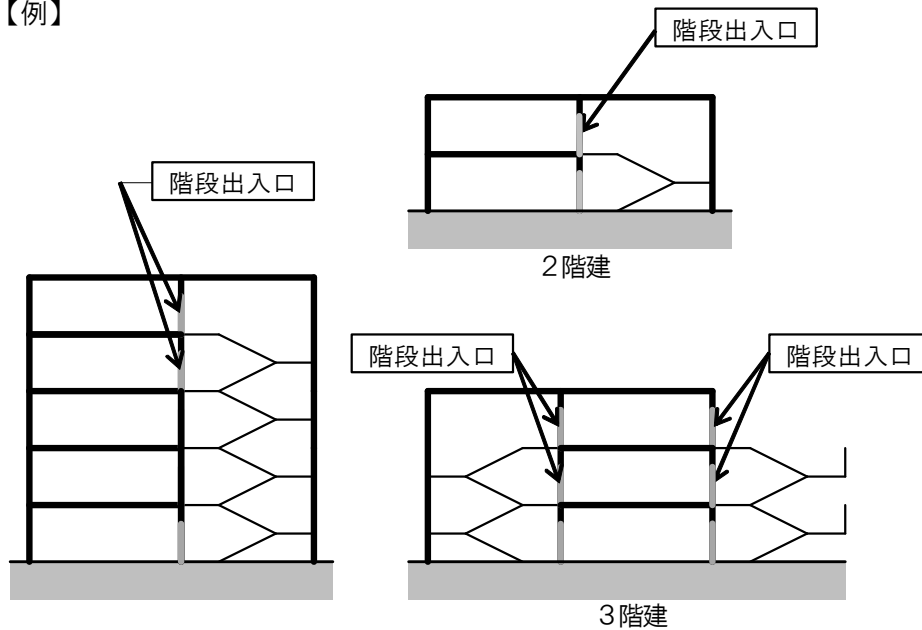
■ 床の構造方法 (平15. 10 [改正]平29. 4 平31. 4)

3階以上の階における床又はその直下の天井で、デッキプレートの上にコンクリート打ちされたものについては、平成12年建告第1368号第1として規定されているものと同等として取り扱う。

■ 物販店舗における避難階段等の幅の取扱い (平15.10 [改正]H29.4 平31.4)

令第124条第2項に規定する「…もっぱら1若しくは2の地上階から避難階若しくは地上に通ずる避難階段及び特別避難階段又はこれらに通ずる出入口については、その幅が1.5倍あるものとみなすことができる。」の適用については、2階建又は3階建の建築物に設けられる避難階段等(令第123条に規定する避難階段又は特別避難階段の構造に適合した階段に限る。)も該当するものとする。

【例】



■ 老人福祉施設における採光及び直通階段の規定の適用の取扱い (平15.10 [改正]平22.12 平29.4 平31.4)

老人福祉施設の居室の採光の適用及び2以上の直通階段の適用については、その施設目的の対象者が利用する居室が対象で、職員、ボランティア等のみが利用する居室は対象外とし、具体的には次の居室が該当するものとする。

居室 (室名)	採光の適用を受ける居室	2以上の直通階段の適用を受ける 主たる用途に供する居室
事務室、ヘルパー室、連絡調整室、 会議室、職員休憩室	×	×
訪問看護ステーション	×	×
相談室	×	○
厨房、厨房事務室	×	×
機能訓練室、食堂	○	○
トレーニングルーム	○	○
休憩コーナー	○	○
脱衣室、一般浴室※、機械浴室	×	○
研修室	×	○
調理実習室	×	○
ボランティア室	×	×
点訳室	×	×
録音室	×	×
静養室	×	○

○：適用する ×：適用しない

【解説】 採光の適用を受ける居室については、令第19条第2項第四号の規定により「居室のうちこれらに通う者に対する訓練、日常生活に必要な便宜の供与その他これらに類する目的のために使用されるもの」が該当する。
2以上の直通階段の適用を受ける居室については、令第121条第1項第四号の規定により「主たる用途に供する居室の床面積の合計が、50㎡（主要構造部が準耐火構造であるか、又は不燃材料で造られている場合は、100㎡）を超えるもの」が該当する。

※ 一般浴室については、住宅の浴室と同程度の規模で、入居者が単独で使用する場合は、居室としては取り扱わない。また、この一般浴室のみの利用に供する脱衣室も居室としては取り扱わない。